

鹿角市緊急ツキノワグマ誘引樹木伐採事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、集落へのツキノワグマ（以下「クマ」という。）の誘引を減らし、クマによる人身事故を防止するため、住宅地周辺にあるクマのエサとなる実のなる樹木の伐採に要する経費に対し予算の範囲内において、補助金を交付することについて、補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和49年鹿角市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる樹木は、次に掲げるものとする。

- (1) クリ
- (2) 柿
- (3) その他市長が伐採を必要と認める樹木

2 補助金の交付対象となる事業は、前項に定める樹木を伐採するものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 樹木の半径約200m以内におおむね10軒以上の人家があること。
- (2) 農地の保全を目的とした伐採ではないこと。
- (3) 樹木を根元から伐採すること。
- (4) 補助金の交付を受けようとする者と樹木の所有者が異なる場合は、樹木の所有者から同意を得ていること。
- (5) 樹木の伐採は、伐採事業者等へ委託して行うものであること。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、市内に住所を有する個人若しくは団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 樹木の所有者又は所有者から同意を得て樹木を管理する者
- (2) 市税を滞納していない者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 伐採事業者等へ支払う伐採作業委託料及び伐採樹木処分委託料から、伐採により得た収入を控除した額
- (2) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の全額とし、伐採した樹木1本につき5万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、鹿角市緊急ツキノワグマ誘引樹木伐採事業費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

- (1) 樹木の所有者の伐採に関する同意書
- (2) 樹木及び樹木の本数を証明する写真及び位置図等
- (3) 樹木の伐採作業及び処分料の見積書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の実績報告)

第7条 交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、規則第13条に定める補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

- (1) 委託料の支払を証明する書類
- (2) 伐採樹木により得た収入を証明する書類
- (3) 伐採前と伐採後を証明する写真等
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。